

TM-Report Special

TSUNAKEN Monthly Report @Annual Version



2017年度版

外国人雇用 労働市場データ

Employment of foreigners Labor market data

この資料は、2018年1月26日に厚生労働省から発表された「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成29年10月末現在）をもとに作成しています。厚労省は毎年1月にその前年10月の数字をもとに「外国人雇用状況」を発表しています。

労働市場の動向 -外国人雇用状況-	概況	P.3
	訪日外国人推移	P.4
	労働者数と雇用する事業者数推移	P.5
	国籍別労働者数推移	P.6
	在留資格別労働者数推移	P.7
	産業別労働者数推移	P.8
	産業別外国人労働者比率・依存度	P.9
	国籍別・産業別労働者数	P.10
	都道府県別労働者数	P.11
	【参考】都道府県別・産業別外国人労働者比率	P.13
Appendix	留学生アルバイト雇用にあたっての注意点	P.17
	在留資格	P.18

労働市場

労働市場の動向



訪日外国人

2017年に訪日した外国人の数は2,869万人と過去最高。国別で見ると、一番は736万人で中国、次いで714万人で韓国。

2,869万人



外国人事業所数

外国人労働者を雇用する事業所数は194,595か所で、前年同期比21,797か所、12.6%の増加（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）

19.5万か所



外国人労働者数

国人労働者数は1,278,670人で、前年同期比194,901人、18.0%の増加（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）

128万人



国籍別労働者数 No.1

中国（香港等を含む）が最も多く、約37万人。外国人労働者のうち、29%を占める。前年からの伸び率が一番高いのはベトナム24万人で、前年比約40%の伸び。

中国：29.1%



都道府県別労働者数 No.1

最も多く外国人が働いているのは東京都の約39万人。そのうち8.7万人・22%が宿泊業、飲食サービス業の事業所に雇用されている。

東京：39万人



産業別労働者数 No.1

製造業が最も多く、約38.6万人。前年33.9万人から14%の伸び。前年からの伸び率が一番高いのは建設業5.5万人で、前年比約34%の伸び。

製造：38.6万人



産業別外国人比率 No.1

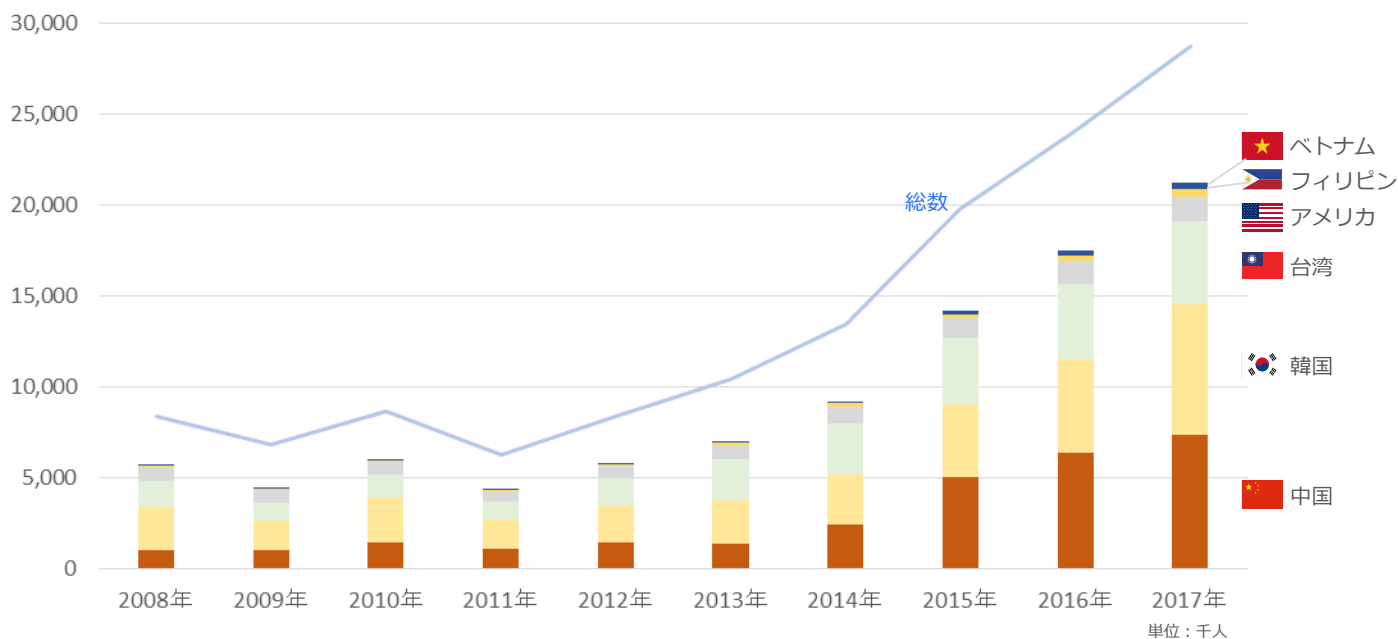
就業者数に対し、外国人労働者の比率を試算。最も比率が高いのは、宿泊業・飲食サービス業で就業者のうち4.0%。24.8人に一人が外国人。

宿泊・飲食サービス業：4.0%

※矢印は対前年比

【参考】訪日外国人推移／2017年

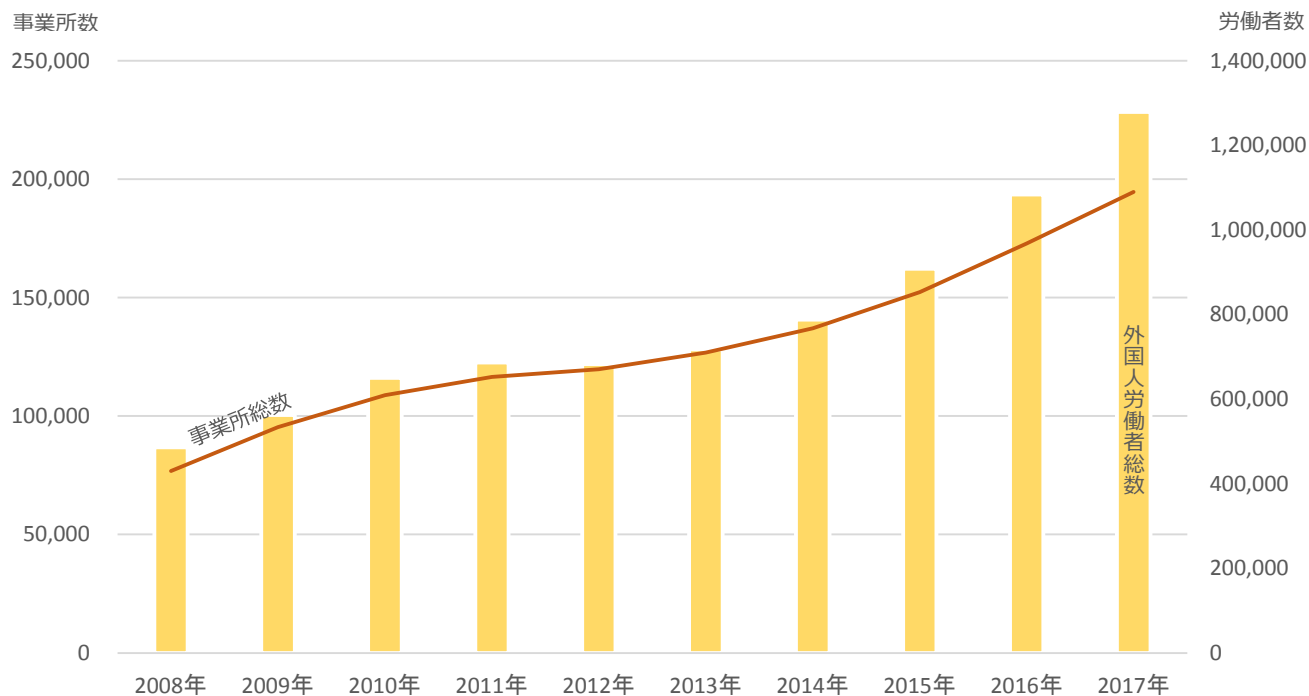
- 2017年の訪日外国人客数は2,869万人（前年比19.3%増）で、日本政府観光局（JNTO）が統計を取り始めた1964年以降、最多となった。
- 主要20市場全てで過去最高を記録。中でも、韓国(714 万人)と中国(735.6万人)は全市場で初めて700 万人台到達。
- 航空路線の拡充やクルーズ船寄港数の増加、査証要件の緩和に加え、継続的な訪日旅行プロモーションなどにより増加したと考えられる。



	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
総数	8,350,835	6,789,658	8,611,175	6,218,752	8,358,105	10,363,904	13,413,467	19,737,409	24,039,700	28,690,900
中国	1,000,416	1,006,085	1,412,875	1,043,246	1,425,100	1,314,437	2,409,158	4,993,689	6,373,564	7,355,800
韓国	2,382,397	1,586,772	2,439,816	1,658,073	2,042,775	2,456,165	2,755,313	4,002,095	5,090,302	7,140,200
台湾	1,390,228	1,024,292	1,268,278	993,974	1,465,753	2,210,821	2,829,821	3,677,075	4,167,512	4,564,100
米国	768,345	699,919	727,234	565,887	716,709	799,280	891,668	1,033,258	1,242,719	1,375,000
フィリピン	82,177	71,485	77,377	63,099	85,037	108,351	184,204	268,361	347,861	424,200
ベトナム	34,794	34,221	41,862	41,048	55,156	84,469	124,266	185,395	233,763	308,900

外国人雇用状況① 労働者数と雇用する事業者数推移／2017年10月末時点

- 2017年10月末時点の外国人労働者数は約127.8万人。2007年(平成19年)に届出を義務化して以来過去最高(前年同期比+19.4万人)。
- 2011年の東日本大震災の影響で翌年はダウンしたが、それ以外は右肩上がり。直近は3年連続前年比+15%以上。2016年に初めて100万人を突破。
- 同じく外国人を雇用している事業所も、届出を義務化して以来過去最高となった(前年同期比+2.2万か所・12.6%)。

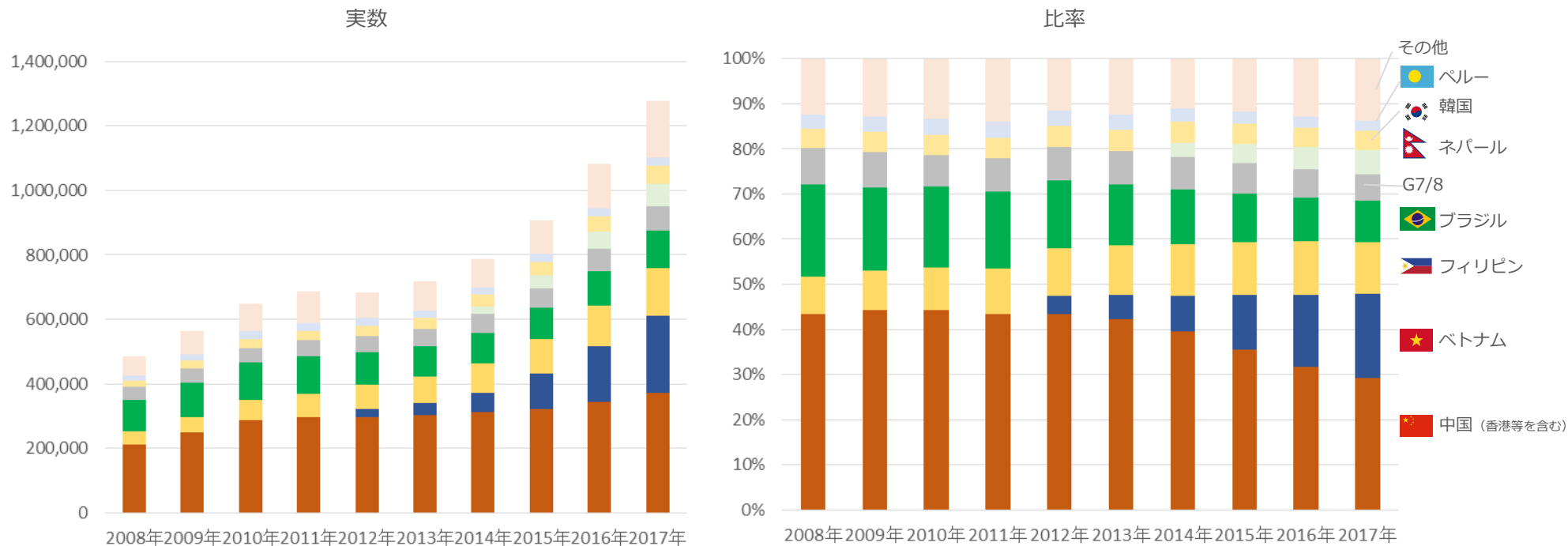


単位：所・人・%

	事業所数	外国人労働者数
2017年	194,595	1,278,670
前年伸び率	12.6%	18.0%
前年伸び	21,797	194,901
2016年	172,798	1,083,769

外国人雇用状況② 国籍別労働者数推移／2017年10月末時点

- 国籍別では、中国が最も多く372,263人(外国人労働者全体の29.1%)。ただし、届出を義務化した2008年は43.3%を超えていた。全体的に外国人労働者が右肩上がりが増えていくなか、中国は実数は+10万人増加しているものの、労働者全体比率は10ポイント下げている。
- かわりに増加しているのは、ベトナム。労働者数は中国に次いでベトナム240,259人(外国人労働者全体の18.8%)・前年比約1.5倍。

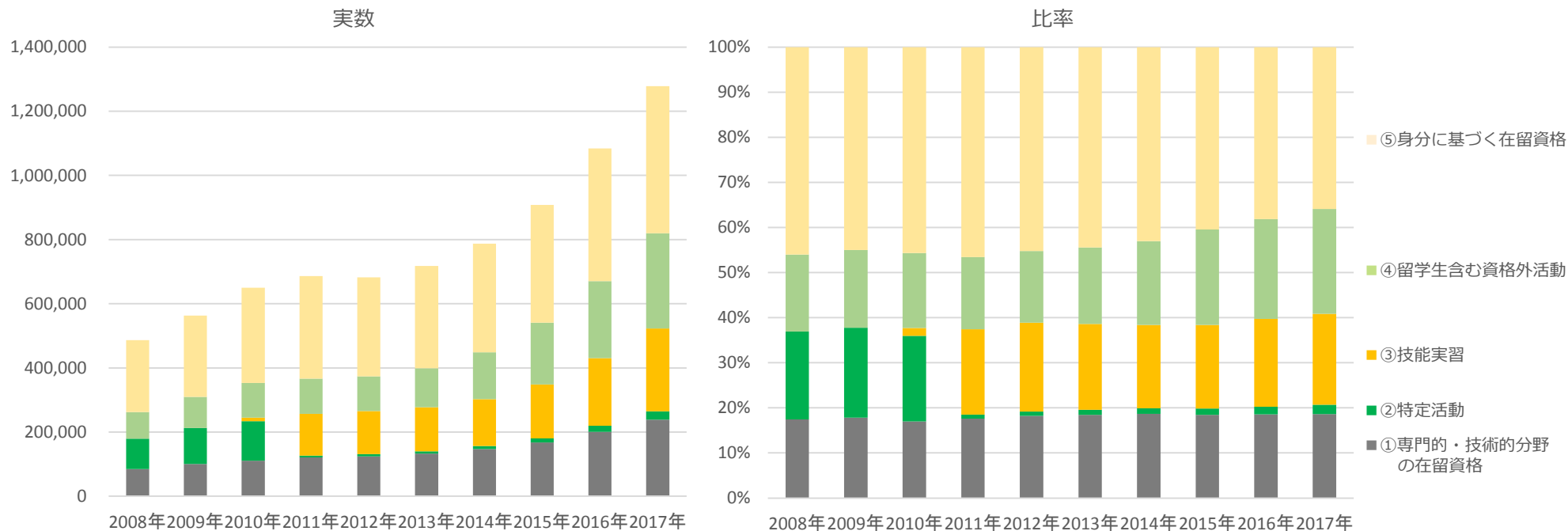


単位：人・%

	総数	中国 (香港等を含む)	ベトナム	フィリピン	ブラジル	G7/8+ オーストラリ	ネパール	韓国	ペルー	その他
2017年	1,278,670	372,263	240,259	146,798	117,299	73,636	69,111	55,926	27,695	175,683
比率	100.0%	29.1%	18.8%	11.5%	9.2%	5.8%	5.4%	4.4%	2.2%	13.7%
前年伸び率	18.0%	8.0%	39.7%	15.1%	10.0%	9.3%	31.0%	16.2%	6.2%	26.7%
2016年	1,083,769	344,658	172,018	127,518	106,597	67,355	52,770	48,121	26,072	138,660

外国人雇用状況③ 在留資格別労働者数推移／2017年10月末時点

- 就労目的で在留が認められているのは専門的・技術分野（エンジニアや語学教師、料理人などの資格）で、全体の18.6%。
- 2011年と比較すると総数では1.86倍。最も多く伸びているのは、就労が主目的ではない留学生アルバイトで、2011年から2.8倍。
なお、留学生のうち56.9%にあたる14.7万人が卸小売業か宿泊・飲食といったサービス業で働いている。
- 全体の35.9%の身分に基づく在留資格が4日本人の配偶者や永住者。
※在留資格に関してはAppendix参照

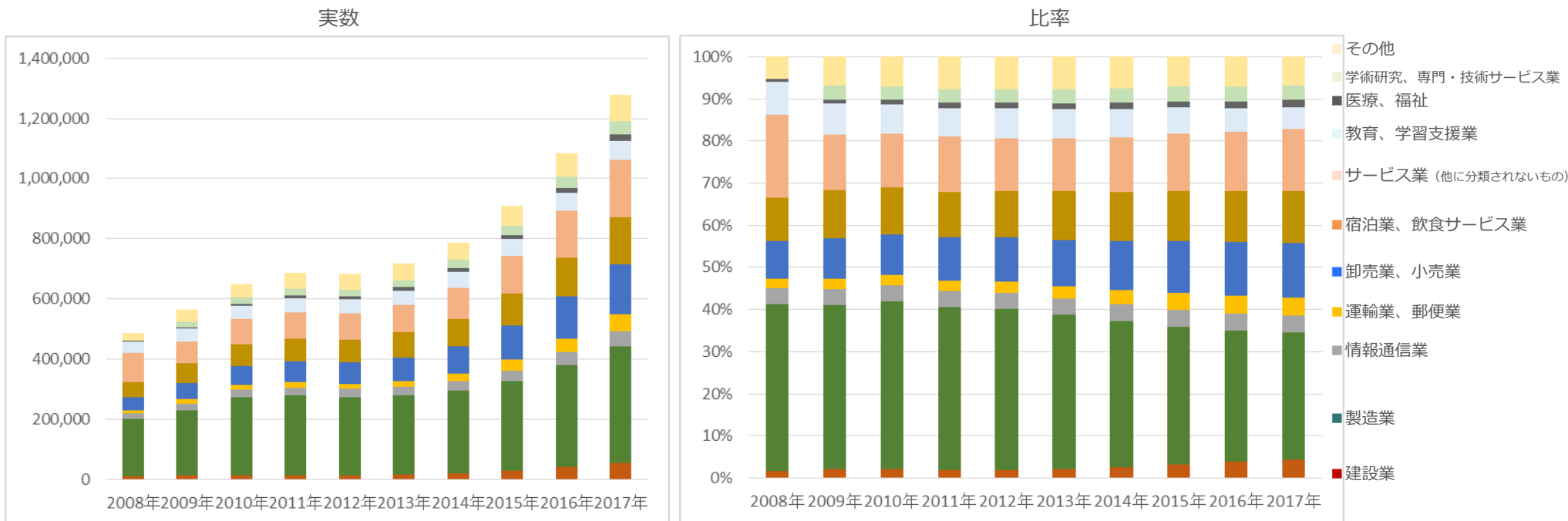


	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格	⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学		
2017年	1,278,670	238,412	180,367	26,270	257,788	297,012	259,604	459,132	56
比率	100.0%	18.6%	14.1%	2.1%	20.2%	23.2%	20.3%	35.9%	0.0%
前年伸び率	18.0%	18.6%	21.4%	40.8%	22.1%	24.0%	23.8%	11.1%	14.3%
2016年	1,083,769	200,994	148,538	18,652	211,108	239,577	209,657	413,389	49

単位：人・%

外国人雇用状況④ 産業別労働者数推移／2017年10月末時点

- 集計開始となった2008年以降、全産業で過去最多の労働者数。製造業が最も多く、38.6万人（外国人労働者全体の30.2%）。
- 2008年は製造業が39.6%を占めていたが、2017年は30.2%に。
代わってシェアが上がっているのは卸・小売、宿泊・飲食といったサービス業で、合わせて19.3%から25.3%と6ポイント増。
- 前年比一番の伸びは建設業+34.2%。医療・福祉の分野で+24.7%。

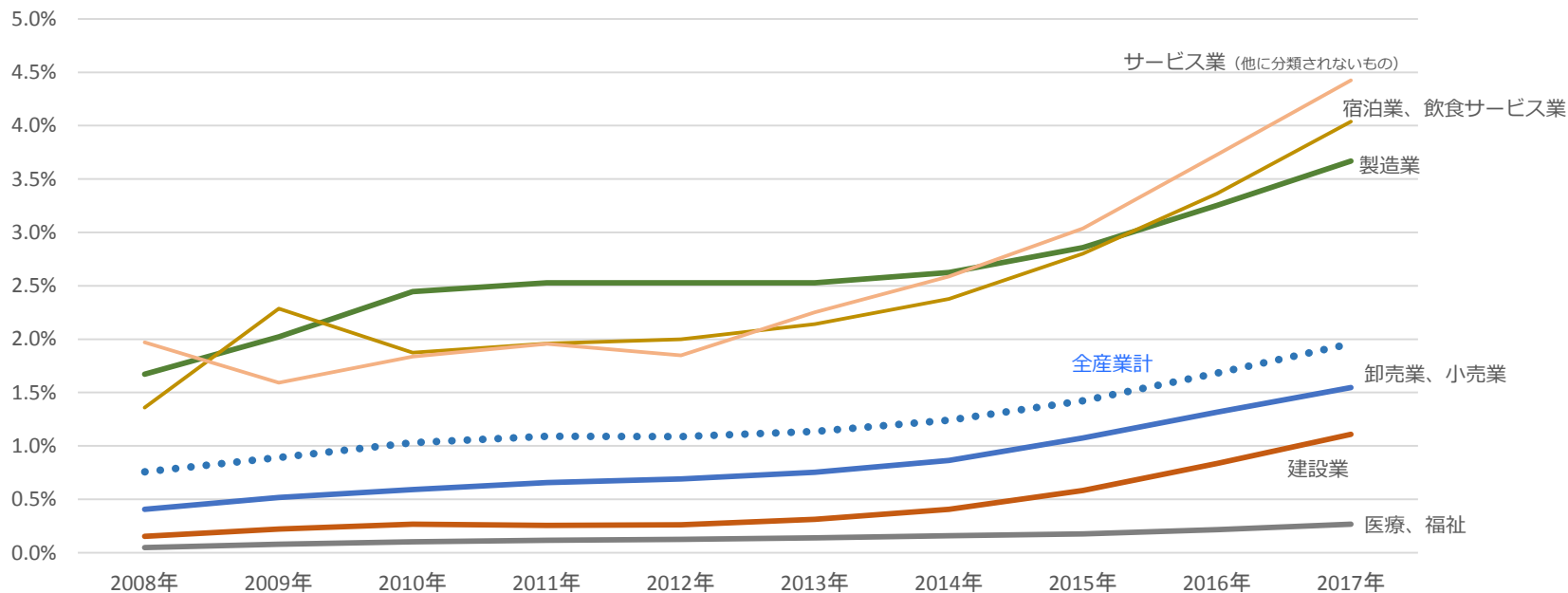


単位：人・%

	全産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	サービス業（他に分類されないもの）	教育、学習支援業	医療、福祉	学術研究、専門・技術サービス業	その他
2017年	1,278,670	55,168	385,997	52,038	53,867	166,182	157,866	189,858	65,309	21,734	44,056	86,595
比率	100.0%	4.3%	30.2%	4.1%	4.2%	13.0%	12.3%	14.8%	5.1%	1.7%	3.4%	6.8%
前年伸び率	18.0%	34.2%	14.0%	18.9%	21.3%	19.3%	20.6%	23.3%	8.9%	24.7%	16.3%	13.3%
2016年	1,083,769	41,104	338,535	43,758	44,423	139,309	130,908	153,994	59,963	17,434	37,892	76,449

外国人雇用状況⑤ 産業別外国人労働者比率・依存度／2017年10月末時点

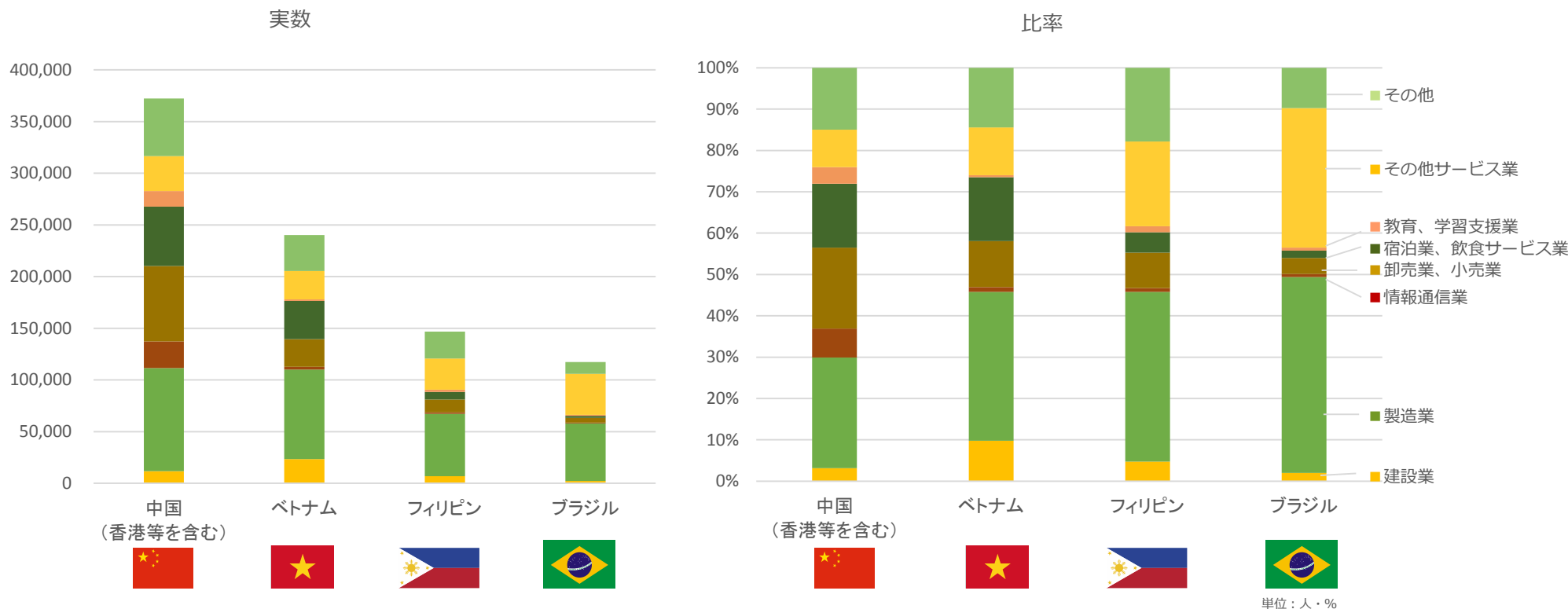
- 日本の全就業者数に占める外国人労働者への比率は、全体では2008年0.8%から2016年2.0%にまで上昇。就業者51.1人に1人が外国人。
- 産業別ではビルメンテナンス、廃棄物処理などを含む「サービス業（他に分類されないもの）」が、全就業者数のうち4.4%。労働者数が最多の「製造業」では全就業者のうちの3.7%が外国人となっている。
- また、「宿泊、飲食」も外国人比率が4.0%・24.8人に1人が外国人となっており、依存度が高い。



	全産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）
就業者数	65,300,000	4,980,000	10,520,000	2,130,000	3,400,000	10,750,000	2,300,000	3,910,000	2,340,000	3,150,000	8,140,000	4,290,000
外国人労働者数	1,278,670	55,168	385,997	52,038	53,867	166,182	44,056	157,866	17,973	65,309	21,734	189,858
比率	2.0%	1.1%	3.7%	2.4%	1.6%	1.5%	1.9%	4.0%	0.8%	2.1%	0.3%	4.4%
依存度	1人 51.1人	1人 90.3人	1人 27.3人	1人 40.9人	1人 63.1人	1人 64.7人	1人 52.2人	1人 24.8人	1人 130.2人	1人 48.2人	1人 374.5人	1人 22.6人

外国人雇用状況⑥ 国籍別・産業別労働者数／2017年10月末時点

- 労働者数が多い国を抜粋し、産業別に見ると、全体的には製造業の労働者が多く、各国労働者全体の26%以上を占める。
- 中国、ベトナムは宿泊・飲食サービス業も多く、ともに15.4%。



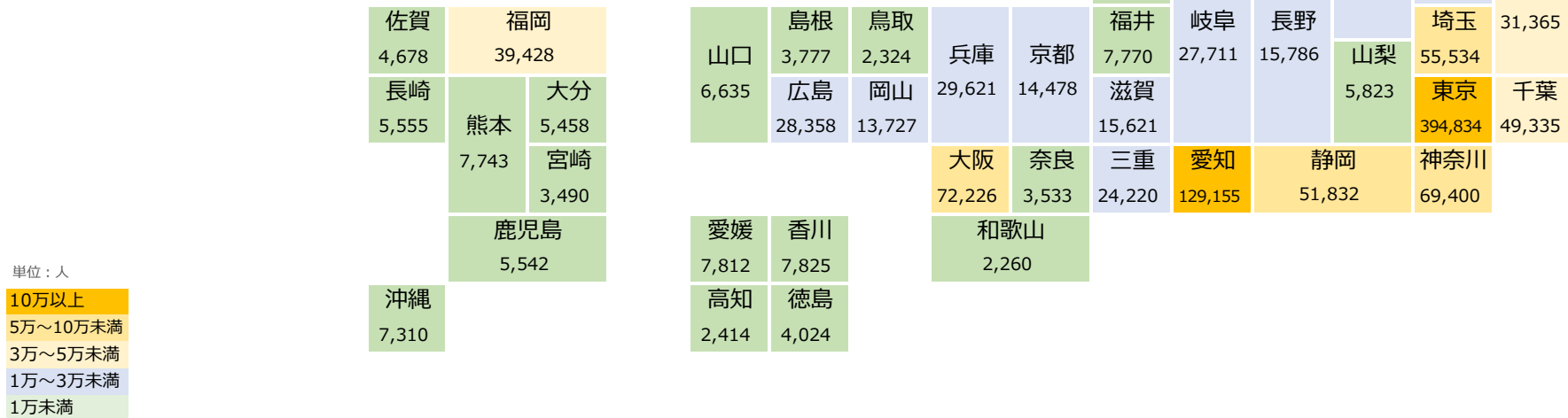
	全産業計	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	サービス業(他に分類されないもの)	その他
中国 (香港等を含む)	372,263	11,678	99,765	25,905	73,049	57,331	14,936	33,883	55,716
ベトナム	240,259	23,470	86,517	2,773	26,707	37,113	1,301	27,642	34,736
フィリピン	146,798	6,996	60,208	1,384	12,574	7,246	2,118	30,131	26,141
ブラジル	117,299	2,382	55,528	839	4,624	2,008	854	39,649	11,415

外国人雇用状況⑦ 都道府県別労働者数／2017年10月末時点

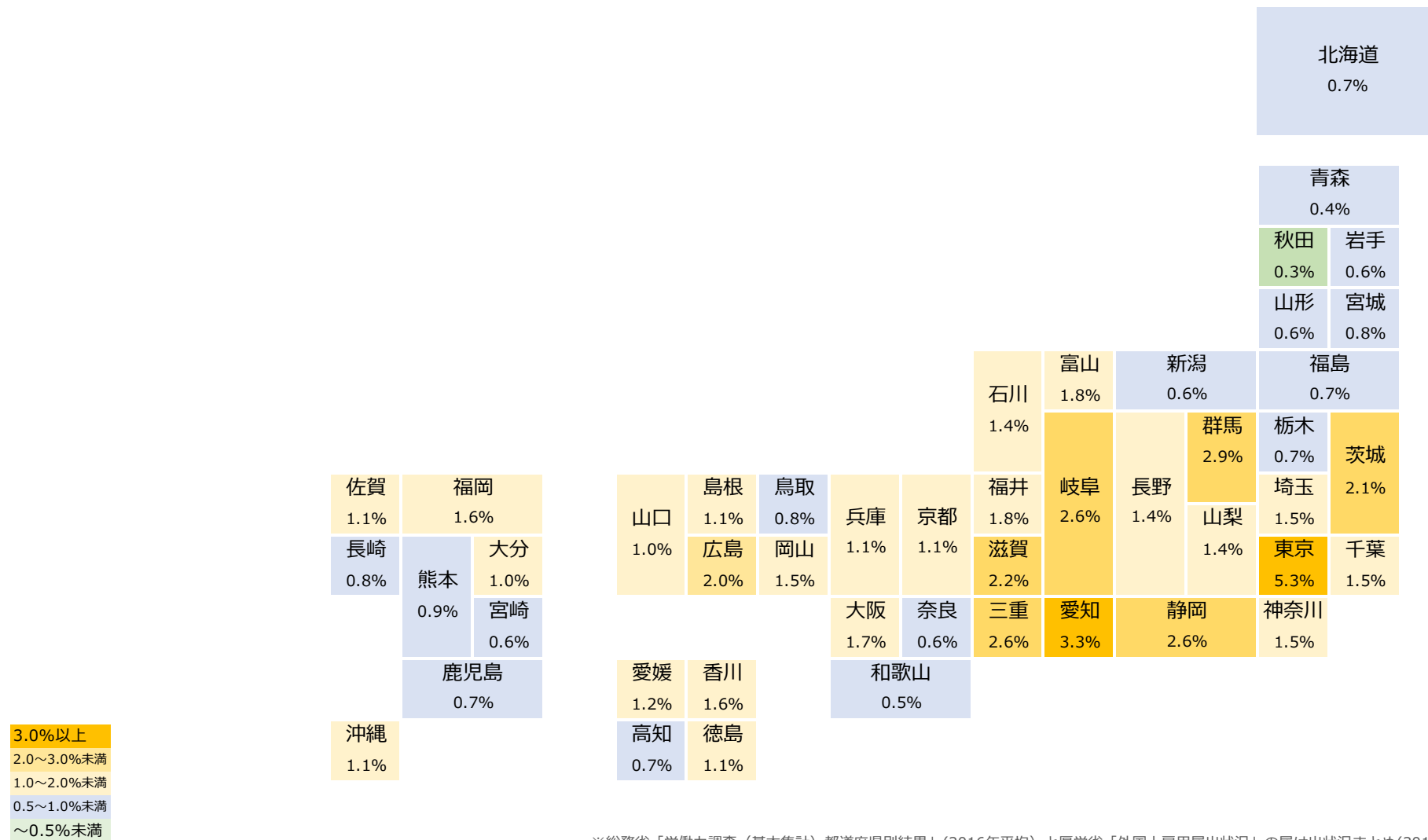
- 2017年10月末時点で外国人労働者が多いのは、圧倒的に東京都39.5万人(前年比+6.2万人)で、国内の30.9%が集中している。
- 次いで愛知県12.9万人(同+1.8万人)で国内の10.1%。
- 2008年と比べると、上位10都府県の顔触れはほぼ変わらないが伸び率が高いのは、沖縄(5.1倍)・福岡(4.1倍)。サービス業従事者の比率が多い県。

都道府県別労働者数 2008年と2017年比較

	2017年10月		2008年10月		2008年から 2017年の増数	2008年から 2017年の伸び
	実数	比率	実数	比率		
全国計	1,278,670	100.0%	486,398	100.0%	792,272	2.6 倍
1 東京	394,834	30.9%	118,488	24.4%	276,346	3.3 倍
2 愛知	129,155	10.1%	60,326	12.4%	68,829	2.1 倍
3 大阪	72,226	5.6%	24,065	4.9%	48,161	3.0 倍
4 神奈川	69,400	5.4%	27,473	5.6%	41,927	2.5 倍
5 埼玉	55,534	4.3%	18,251	3.8%	37,283	3.0 倍
6 静岡	51,832	4.1%	31,453	6.5%	20,379	1.6 倍
7 千葉	49,335	3.9%	14,552	3.0%	34,783	3.4 倍
8 福岡	39,428	3.1%	9,589	2.0%	29,839	4.1 倍
9 茨城	31,365	2.5%	12,383	2.5%	18,982	2.5 倍
10 兵庫	29,621	2.3%	10,715	2.2%	18,906	2.8 倍



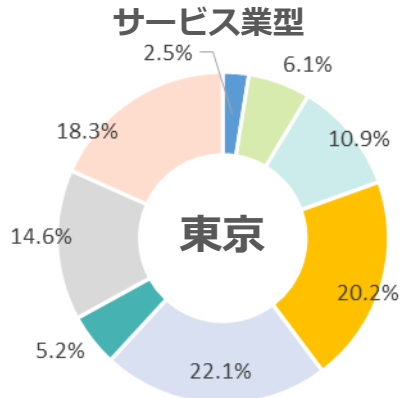
【参考】都道府県別労働者数 に対する外国人比率



3.0%以上
 2.0~3.0%未満
 1.0~2.0%未満
 0.5~1.0%未満
 ~0.5%未満

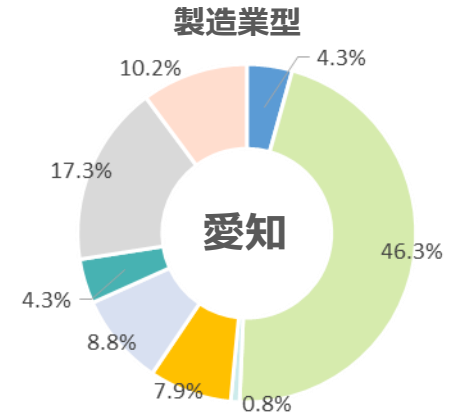
※総務省「労働力調査（基本集計）都道府県別結果」（2016年平均）と厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ（2017年10月末）を加工（労働力調査は、都道府県別に集計していないため、推計値として公開されているデータを使用）

【参考】都道府県別・産業別外国人労働者比率 ※一部抜粋／2017年10月末時点



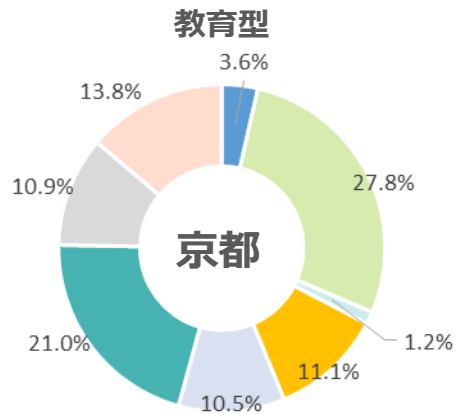
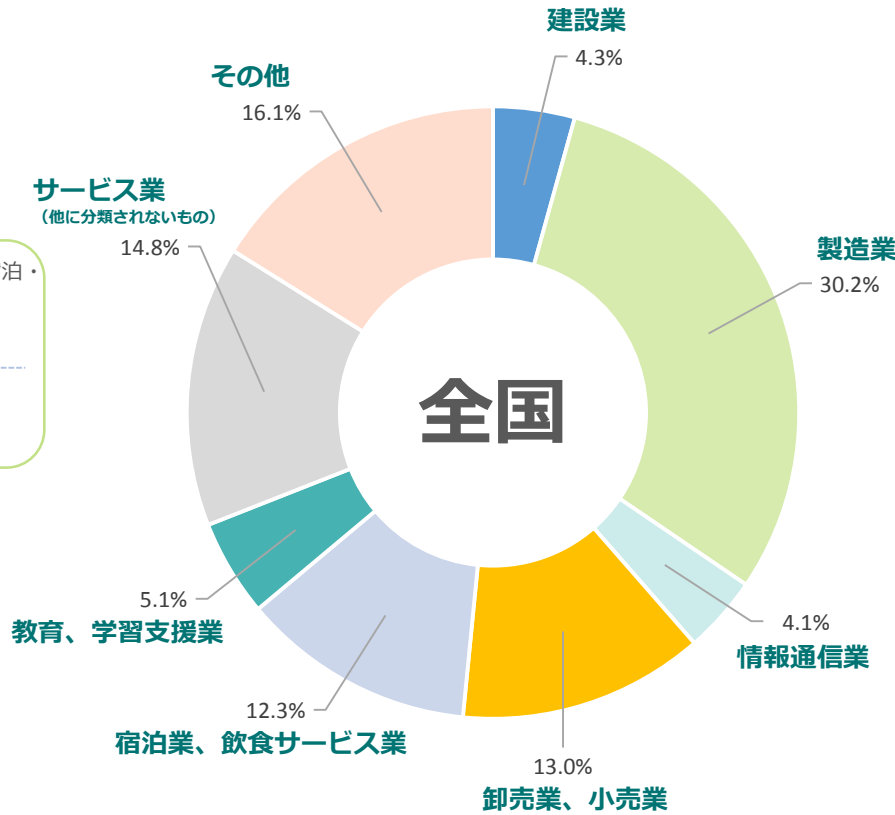
外国人労働者数が、国内最多で、そのうち5割弱が宿泊・飲食や卸・小売業といったサービス業で働いている。なお、製造業の都内比率は6%と低いが、労働者数は愛知に次いで全国2位。

▷他にサービス業比率が高い県
・福岡・沖縄



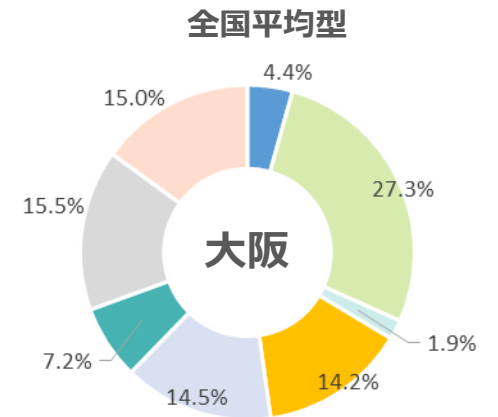
製造業の外国人労働者数1位。言わずと知れた大手自動車メーカーを始め製造業多数。

▷他に製造業比率が高い県
・静岡・埼玉



教育関連の比率が高く、21%。比率が20%以上は京都のみ。

▷他に教育比率が高い県
・秋田



製造業約30%、次いでその他サービス、宿泊・飲食、卸・小売がそれぞれ15%前後。全国平均と同じ傾向。

▷他に似た傾向の県
・神奈川・千葉

【参考】都道府県別・産業別外国人労働者数 ※詳細／2017年10月末時点

東日本エリア

単位：人

	北海道・東北							北陸				北関東					南関東				東海			
	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	新潟	富山	石川	福井	茨城	栃木	群馬	山梨	長野	埼玉	千葉	東京	神奈川	岐阜	静岡	愛知	三重
全産業計	17,756	2,614	3,999	9,337	1,679	3,221	6,914	7,530	9,863	8,599	7,770	31,365	21,235	29,319	5,823	15,786	55,534	49,335	394,834	69,400	27,711	51,832	129,155	24,220
建設業	942	139	194	679	30	177	586	476	742	367	346	1,142	502	804	216	548	5,202	3,386	10,031	5,509	977	1,880	5,614	921
製造業	4,939	1,312	2,414	3,367	835	1,785	2,874	3,306	4,730	4,432	3,551	13,737	9,387	13,230	2,693	8,227	22,198	14,740	23,999	21,815	16,067	23,330	59,847	13,496
情報通信業	379	3	19	130	4	10	14	68	21	29	26	276	25	97	3	111	431	503	43,027	2,639	61	222	1,089	28
卸売業、小売業	2,512	179	228	878	155	125	810	863	735	719	532	1,652	846	1,449	365	721	5,321	6,636	79,916	9,208	1,095	3,169	10,236	1,121
宿泊業、飲食サービス業	1,250	107	153	1,031	110	86	528	568	423	653	243	791	658	1,122	328	872	4,295	5,610	87,213	7,994	1,212	2,858	11,384	1,019
教育、学習支援業	2,280	139	325	932	262	211	271	638	138	822	117	1,805	646	359	243	409	1,608	1,809	20,406	2,435	511	1,306	5,512	382
サービス業（他）	574	39	142	743	53	295	878	628	2,345	712	2,294	2,783	6,680	8,546	1,365	2,466	7,864	5,441	57,832	7,843	5,112	14,165	22,338	4,895

西日本エリア

	近畿						中国					四国				九州・沖縄							
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
全産業計	15,621	14,478	72,226	29,621	3,533	2,260	2,324	3,777	13,727	28,358	6,635	4,024	7,825	7,812	2,414	39,428	4,678	5,555	7,743	5,458	3,490	5,542	7,310
建設業	302	517	3,160	1,289	291	69	73	146	665	1,549	481	222	492	368	151	1,756	227	183	503	249	119	337	609
製造業	9,202	4,030	19,736	12,930	1,712	926	1,317	1,609	6,774	15,052	2,916	1,947	4,558	5,451	757	7,303	2,319	2,314	2,103	1,855	1,643	2,539	693
情報通信業	25	178	1,363	152	4	26	29	1	45	124	15	2	8	17	3	547	7	19	14	18	29	18	179
卸売業、小売業	615	1,613	10,243	3,506	225	367	92	204	1,764	3,241	1,629	398	614	611	204	7,465	294	644	881	354	257	472	1,018
宿泊業、飲食サービス業	493	1,520	10,486	3,170	252	172	83	127	655	1,202	435	172	254	204	86	4,240	363	498	529	785	161	273	1,198
教育、学習支援業	202	3,046	5,181	2,196	201	102	184	117	1,333	1,204	345	228	184	236	246	3,909	159	406	347	624	255	254	784
サービス業（他）	3,121	1,573	11,227	2,782	369	141	97	1,109	904	2,342	291	76	412	129	43	6,379	265	165	428	596	83	204	1,089

10万以上 5万～10万未満 3万～5万未満 1万～3万未満

【参考】都道府県別・産業別外国人労働者比率 ※詳細／2017年10月末時点

東日本エリア

	北海道・東北						北陸					北関東					南関東				東海			
	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	新潟	富山	石川	福井	茨城	栃木	群馬	山梨	長野	埼玉	千葉	東京	神奈川	岐阜	静岡	愛知	三重
全産業計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
建設業	5.3%	5.3%	4.9%	7.3%	1.8%	5.5%	8.5%	6.3%	7.5%	4.3%	4.5%	3.6%	2.4%	2.7%	3.7%	3.5%	9.4%	6.9%	2.5%	7.9%	3.5%	3.6%	4.3%	3.8%
製造業	27.8%	50.2%	60.4%	36.1%	49.7%	55.4%	41.6%	43.9%	48.0%	51.5%	45.7%	43.8%	44.2%	45.1%	46.2%	52.1%	40.0%	29.9%	6.1%	31.4%	58.0%	45.0%	46.3%	55.7%
情報通信業	2.1%	0.1%	0.5%	1.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.9%	0.2%	0.3%	0.3%	0.9%	0.1%	0.3%	0.1%	0.7%	0.8%	1.0%	10.9%	3.8%	0.2%	0.4%	0.8%	0.1%
卸売業、小売業	14.1%	6.8%	5.7%	9.4%	9.2%	3.9%	11.7%	11.5%	7.5%	8.4%	6.8%	5.3%	4.0%	4.9%	6.3%	4.6%	9.6%	13.5%	20.2%	13.3%	4.0%	6.1%	7.9%	4.6%
宿泊業、飲食サービス業	7.0%	4.1%	3.8%	11.0%	6.6%	2.7%	7.6%	7.5%	4.3%	7.6%	3.1%	2.5%	3.1%	3.8%	5.6%	5.5%	7.7%	11.4%	22.1%	11.5%	4.4%	5.5%	8.8%	4.2%
教育、学習支援業	12.8%	5.3%	8.1%	10.0%	15.6%	6.6%	3.9%	8.5%	1.4%	9.6%	1.5%	5.8%	3.0%	1.2%	4.2%	2.6%	2.9%	3.7%	5.2%	3.5%	1.8%	2.5%	4.3%	1.6%
サービス業（他）	3.2%	1.5%	3.6%	8.0%	3.2%	9.2%	12.7%	8.3%	23.8%	8.3%	29.5%	8.9%	31.5%	29.1%	23.4%	15.6%	14.2%	11.0%	14.6%	11.3%	18.4%	27.3%	17.3%	20.2%

西日本エリア

	近畿						中国					四国				九州・沖縄								
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
全産業計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
建設業	1.9%	3.6%	4.4%	4.4%	8.2%	3.1%	3.1%	3.9%	4.8%	5.5%	7.2%	5.5%	6.3%	4.7%	6.3%	4.5%	4.9%	3.3%	6.5%	4.6%	3.4%	6.1%	8.3%	
製造業	58.9%	27.8%	27.3%	43.7%	48.5%	41.0%	56.7%	42.6%	49.3%	53.1%	43.9%	48.4%	58.2%	69.8%	31.4%	18.5%	49.6%	41.7%	27.2%	34.0%	47.1%	45.8%	9.5%	
情報通信業	0.2%	1.2%	1.9%	0.5%	0.1%	1.2%	1.2%	0.0%	0.3%	0.4%	0.2%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	1.4%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.8%	0.3%	2.4%	
卸売業、小売業	3.9%	11.1%	14.2%	11.8%	6.4%	16.2%	4.0%	5.4%	12.9%	11.4%	24.6%	9.9%	7.8%	7.8%	8.5%	18.9%	6.3%	11.6%	11.4%	6.5%	7.4%	8.5%	13.9%	
宿泊業、飲食サービス業	3.2%	10.5%	14.5%	10.7%	7.1%	7.6%	3.6%	3.4%	4.8%	4.2%	6.6%	4.3%	3.2%	2.6%	3.6%	10.8%	7.8%	9.0%	6.8%	14.4%	4.6%	4.9%	16.4%	
教育、学習支援業	1.3%	21.0%	7.2%	7.4%	5.7%	4.5%	7.9%	3.1%	9.7%	4.2%	5.2%	5.7%	2.4%	3.0%	10.2%	9.9%	3.4%	7.3%	4.5%	11.4%	7.3%	4.6%	10.7%	
サービス業（他）	20.0%	10.9%	15.5%	9.4%	10.4%	6.2%	4.2%	29.4%	6.6%	8.3%	4.4%	1.9%	5.3%	1.7%	1.8%	16.2%	5.7%	3.0%	5.5%	10.9%	2.4%	3.7%	14.9%	

30%以上 15%～20%未満 10%～15%未満

Appendix

雇用上の注意点・在留資格

留学生アルバイト雇用にあたっての注意点

- 外国人を雇用する場合、日本人を雇用する際にはない注意点がある。今回は主に留学生アルバイトを対象とした基本的な注意点を紹介。
- また、外国人を雇用した場合はハローワークへ届け出が必要で、期限内の届け出がなかった場合、指導・罰則がある。

雇用前：就労許可があるかを確認

在留カードで確認。

※在留カードは、中長期官滞する外国人が所持するカード。原則、持っていないと就労できない。

「就労制限の有無」欄

留学生の場合、ここは「就労不可」

ただし、資格外活動許可があれば可能。
裏面を確認



「就労制限の有無」欄

表面「就労不可」でも、下記記載があれば就労可能。

「許可（原則週28時間以内・
風俗営業等の従事を除く）」

雇用後：ハローワークへ届け出

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」「公用」以外の方は届出の対象となる。
なお、離職時も届出が必要で、期限は雇用時・離職時ともに翌月末日まで。

就労場所・時間の制限

- ・場所 … 風俗営業等（キャバレー・料亭・クラブ・パチンコ店・ゲームセンターなどが該当）は除く
- ・時間 … 週28時間以内

留学生が在籍する教育機関が、学則で定める長期休業期間にあるときは1日について8時間以内まで可能

※複数のバイト先がある場合は、その合計の時間

在留資格について①

- 日本国内において報酬を得て仕事をするときや、日本国内に90日以上滞在するときなどはビザが必要となる。
- 入国前に目的に応じたビザを取得し、入国時に上陸審査を経てビザに応じた「在留資格」が付与される（あわせて「在留カード」が発行）。
- 在留資格には、就労可能なものと、就労不可のものがある。また、就労可能な場合も、その内容によりできる業務とできない業務がある。

外国人雇用状況内の在留資格区分	在留資格	本邦において行うことができる活動 «当該職業例など»	就労	在留期間
①専門的・技術的分野の在留資格	教授	大学教授、助教授、助手など	○	5年、3年、1年、3月
	芸術	作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、写真家など	○	5年、3年、1年、3月
	宗教	僧侶、司教、宣教師等の宗教家など	○	5年、3年、1年、3月
	報道	新聞記者、雑誌記者、編集者、報道カメラマン、アナウンサーなど	○	5年、3年、1年、3月
	経営・管理	会社社長、役員など	○	5年、3年、1年、4月、3月
	法律・会計業務	日本の資格を有する弁護士、司法書士、公認会計士、税理士など	○	5年、3年、1年、3月
	医療	日本の資格を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師など	○	5年、3年、1年、3月
	研究	研究所等の研究員、調査員など	○	5年、3年、1年、3月
	教育	小・中・高校の教員など	○	5年、3年、1年、3月
	技術・人文知識・国際業務	理工系技術者、IT技術者、外国語教師、通訳、コピーライター、デザイナーなど	○	5年、3年、1年、3月
	企業内転勤	同一企業の日本支店	○	5年、3年、1年、3月
	興行	演奏家、俳優、歌手、ダンサー、スポーツ選手、モデルなど	○	3年、1年、6月、3月、又は15日
	技能	外国料理の調理師、調教師、パイロット、スポーツ・トレーナー、ソムリエなど	○	5年、3年、1年、3月
	介護	介護福祉士の資格を有する介護士など	○	5年、3年、1年、3月
	高度専門職1号イ、口及びハ	現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの ※就労の在留資格（除、外交、公用及び技能実習）と併せて高度専門職としての審査を受け、認定される必要	○	5年

在留資格について②

- 留学・研修・家族滞在・文化活動の在留資格を持つ外国人は、本来就労不可。
- ただし、「資格外許可」を得ていれば、一定条件のもと雇用することができる。雇用に関する注意事項、確認事項は次ページ参照。

外国人雇用状況内の在留資格区分	在留資格	本邦において行うことができる活動 <<当該職業例など>>	就労	在留期間
②特定活動	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー入国者、報酬を伴うインターンシップ、EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者など	△	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）
③技能実習	技能実習	海外の子会社等から受け入れる技能実習生、監理団体を通じて受け入れる技能実習生 ・技能実習1号「講習による知識習得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」 ・技能実習2号 技能実習1号に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動	○	内容により異なる
④資格外活動	留学	日本の大学・短期大学、高等学校、中学校、小学校等への留学生、日本語学校の学生など	×	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または3月
	研修	企業・自治体等の研修生、実務作業を伴わない研修	×	1年、6月または3月
	家族滞在	長期滞在外国人の扶養を受ける配偶者及び子	×	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または3月
	文化活動	無報酬のインターンシップ、茶道・華道の研究者など	×	3年、1年、6月または3月
届出対象外	外交	外交使節団の構成員、外交伝書使など	○	「外交活動」を行う期間
届出対象外	公用	外交使節団の事務及び技術職員並びに役務職員など	○	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
外国人雇用状況内の在留資格区分	在留資格	本邦において有する身分又は地位	就労	在留期間
⑤身分に基づく在留資格	永住者	法務大臣から永住を認められた者	◎	無期限
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子（日系2世など含む）	◎	5年、3年、1年または6月
	永住者の配偶者	永住者の配偶者	◎	5年、3年、1年または6月
	定住者	インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子など法務大臣が特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定し居住を認める者	◎	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）



株式会社ワカワカ・ワカワカ・ワカワカ・ワカワカ・ワカワカ

